

令和元年度
第2回 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
分科会3「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」
次第

日時：令和2年1月23日（木）

15時00分から17時00分まで

場所：横浜市青少年育成センター 第1研修室

1 開 会

2 令和元年度 第1回 分科会3の振り返りについて（報告） 【資料1】

3 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」報告書について（報告）
【資料2】

中間報告書から最終報告書に追記した主な項目 【資料2-2】

4 議事

(1) 横浜市にふさわしい中核機関の機能・役割、地域連携ネットワークについて

・中核機関による相談機関等への支援について 【資料3】

・中核機関による市協議会、区協議会等への支援について 【資料4】

(2) 令和2年度の成年後見制度利用促進に関する取組について

5 その他

6 閉 会

【資料】

- 資料1 令和元年度 第1回 分科会3の振り返りについて
- 資料2 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」報告書
- 資料2-2 中間報告書から最終報告書に追記した主な項目
- 資料3 中核機関による相談機関等への日常的な支援
- 資料4 中核機関による市協議会・区協議会等への支援

分科会3 「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」委員名簿
(敬称略)

	委員名	所 属	分 野
1	西尾 敦史	愛知東邦大学人間健康学部 教授	学識経験者（福祉）
2	調整中	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員 児童委員協議会
3	赤羽 重樹	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
4	生田 純也	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 役員会代表 横浜市踊場地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ
5	坂田 信子	横浜市中心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
6	松木 崇	神奈川県弁護士会	<臨時委員> 弁護士
7	岩屋口 智栄	公益社団法人成年後見センター リーガルサポート神奈川県支部 支部長	<臨時委員> 司法書士
8	石井 雅子	公益社団法人神奈川県社会福祉士会 ばあとなあ神奈川 運営副委員長	<臨時委員> 社会福祉士
9	大野 照夫	一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部 副支部長	<臨時委員> 行政書士
10	辻川 彰	神奈川県精神保健福祉士協会 事務局長	<臨時委員> 精神保健福祉士
11	小林 俊一	認知症の人と家族会 神奈川県支部	<臨時委員> 当事者（親族）
12	宮川 玲子	横浜市精神障害者家族連合会	<臨時委員> 当事者（親族）
13	角田 辰雄	横浜市介護支援専門員連絡協議会 副代表	<臨時委員> 介護サービス事業者
14	中根 幹夫	南区基幹相談支援センター 所長 (地域活動ホームどんとこい・みなみ)	<臨時委員> 障害関係相談支援事業者
15	栗原 美穂子	一般社団法人横浜在宅看護協議会 会長	<臨時委員> 医療関係者
16	鈴木 伸彦	横浜市総合保健医療センター 総合相談室 担当係長	<臨時委員> 医療関係者
17	小野 広久	緑区社会福祉協議会 事務局長	<臨時委員> 区社協事務局長

令和元年度 第 1 回 分科会 3 の振り返りについて

1 分科会 3 検討テーマ

「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」

2 実施状況

日 時	報告・検討（意見交換）内容
令和元年 9月12日（木） 15:00～17:00	（報告） ・ 成年後見制度に関するヨコハマ e アンケートの結果について ・ 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」 中間報告書について （意見交換） ・ 中核機関の機能等について ・ 区協議会の機能・役割について

3 検討（意見交換）内容に対する主なご意見な等

（中核機関の機能に関して）

- ・ まず、スタートとして成年後見の相談支援機関として区役所、区社協、地域包括支援センター、基幹相談支援センターの 4 つの機関を位置付け、相談の平準化をはかるためのマニュアル作成や親族後見人からの相談も引き受けていくなど、中核機関としての取組が見えてきた。
- ・ 個別の支援チームに、中核機関が専門職を派遣してくれるのは心強い。
- ・ 相談支援機関が権利擁護のニーズをとらえられるかが大事で、専門職派遣と、人材育成（研修等）はセットで取り組まなくてはいけないと思う。
- ・ 申立支援も増えてくると思うが、その一方でその受け皿（後見等受任者）のことも課題になってくるのではないかな。

（区協議会の機能に関して）

- ・ 現行のサポートネットが、区協議会に変わるといっても、顔触れがほぼ変わらないので、何がどう変わるのか、わかりやすい説明が必要。
- ・ 区協議会で新たに導入される「進行管理シート」等の書類は、作成する負担感が出てくると思うので、関連する書類がどういう意味を持つものなのか、きちんと説明していく必要がある。
- ・ 当事者の立場からすると、実際の申立書作成のハードルがかなり高く感じ、たくさんの書類をそろえなければならないので、これも大変。色々な方にお手伝いいただき、当事者にわかりやすいパンフレットがほしい。
- ・ 区協議会については、後見的支援室を頼りにしている人もたくさんいるので、ぜひメンバーに入れてほしい。
- ・ 区協議会の事務局など、新たに区役所の高齢・障害支援課の業務が増えていくことの心配がある。このあたりの体制もしっかり見てほしい。

報告書の文中に一部誤りがありました。

ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正します。

9頁 (2) 区協議会 エ 機能・役割

※1 既存の会議を活用します。

【誤】

主催：地域包括支援センター

参加：区役所 高齢支援担当 等

【正】

参加：区役所 高齢支援担当、地域包括支援センター 等

【誤】

○障害分野「3機関合同カンファレンス」

【正】

○障害分野「3機関定例カンファレンス」

【誤】

主催：基幹相談支援センター

参加：区役所 障害者支援担当、精神障害者生活支援センター

【正】

参加：区役所 障害者支援担当、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センター 等

【誤】

内容：個別ケースの検討、情報共有

【正】

内容：個別ケースの検討、地域課題の抽出と検討、情報共有

横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会 報告書

～横浜市にふさわしい権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築及び中核機関の提案～

横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会

令和2年1月

検討委員会報告にあたって

成年後見制度は判断能力が不十分な方々の意思決定をサポートするための制度です。しかし、平成12年に施行されてから現在まで、十分に利用されているとは言えない状況にあります。平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布・施行され、全国の市区町村がそれぞれの自治体にあった施策について検討を開始し、一部の自治体では先行して取組が始まっています。

横浜市においても、平成29年に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画やこれまでの権利擁護関係施策を踏まえ、本人及び家族を支える「地域連携ネットワークの構築」や、来年度に設置を予定している成年後見制度の推進を担う「中核機関」について、横浜市にふさわしい仕組みを模索しています。

この度、平成31年4月から令和元年12月までの検討委員会全体会及び部会（計10回）での議論を報告書としてまとめました。人口約375万人を擁する大都市である横浜市の取組は全国から注目されています。今回の報告書はゴールではなく、スタートです。地域共生社会において、利用され得る重要な手段の一つである成年後見制度がより利用しやすいものとなるよう、引き続き皆様と考えていければと存じます。

最後に、貴重なご意見やご提案をいただいた委員や関係機関・団体のご協力に心より感謝申し上げますとともに、関係者の皆様にご一読いただければ幸いです。

横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会
委員長 黒田 美亜紀
(明治学院大学 法学部 教授)

【目次】

I	検討委員会設置の背景と検討趣旨	1
II	横浜市の状況とこれまでの権利擁護の取組	2
1	横浜市の状況	
2	横浜市のこれまでの権利擁護の取組	
3	横浜市における権利擁護の相談支援体制	
III	横浜市にふさわしい権利擁護支援の地域連携ネットワーク	6
1	「協議会」と「中核機関」について	
(1)	市協議会	
(2)	区協議会	
(3)	中核機関	
2	「チーム」による支援	
(1)	後見人選任前のチーム支援	
(2)	後見人選任後のチーム支援	
IV	横浜市にふさわしい中核機関の果たす具体的な取組	15
1	広報機能	
2	相談機能	
3	成年後見制度利用促進機能	
4	後見人支援機能	
5	不正防止効果	
V	各機関・団体の主な役割	21
①	市役所	
②	区役所	
③	中核機関	
④	横浜生活あんしんセンター（市社協）	
⑤	区社協あんしんセンター	
⑥	地域包括支援センター	
⑦	基幹相談支援センター	
⑧	専門職団体	
⑨	後見的支援室	
⑩	障害者支援機関	
⑪	医療機関	
⑫	家庭裁判所	
VI	今後の展開と検討課題	23
1	中核機関設置後の展開	
2	残された課題	

様式編・・ 25

- 1 権利擁護・成年後見制度に関する相談 進行管理シート（案）
- 2 権利擁護・成年後見制度に関する相談 対応状況一覧表（案）

資料編・・ 30

- 1 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」設置要綱
- 2 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」委員名簿
- 3 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」開催経過
- 4 成年後見関係統計データ集

（出典：内閣府、厚生労働省、最高裁判所、横浜家庭裁判所、横浜市、横浜市社協 各統計）

－参考文献－

- ・ 第4期横浜市地域福祉保健計画「よこはま笑顔プラン」
（計画期間：平成31(令和元)～35(令和5)年度）
平成31年3月 横浜市 健康福祉局 福祉保健課・横浜市社会福祉協議会
- ・ 第3期横浜市障害者プラン改訂版
（計画期間：平成27～32(令和2)年度）
平成30年4月 横浜市 健康福祉局・こども青少年局・教育委員会事務局
- ・ 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き
平成30年3月 成年後見制度利用促進体制整備委員会
（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）
- ・ 地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き
平成31年3月 成年後見制度利用促進支援機能検討委員会
（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）
- ・ 横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書
平成24年2月 横浜市における市民後見人に関する検討委員会
（事務局：横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター・
横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課）

備考

- 本文の用語の使い方については、以下のとおりとしています。
- 「後見人」は、法定後見の3類型（後見・保佐・補助）の総称とします。
 - 「被後見人」も同様に、法定後見の3類型の総称とします。
 - 「社会福祉協議会」は、「社協」と表記しています。

I 検討委員会設置の背景と検討趣旨

本章では、検討委員会設置の背景となる国の施策動向と、それを受けて横浜市が示した施策について述べます。

（国の施策動向～成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定）

- 平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は「成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」という。）（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（概ね 5 年間）を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。
- 国基本計画では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」を施策の目標と定めています。また、基本的な考え方として、「ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）」、「自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）」、「財産管理のみならず、身上保護も重視」を掲げています。横浜市も、国基本計画の趣旨に沿って、成年後見制度の利用促進に取り組むことが求められています。

（横浜市成年後見制度利用促進基本計画の策定）

- 平成 29 年の「社会福祉法」改正を受け、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインでは計画に盛り込むべき事項として「市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方」が挙げられています。これを踏まえ、第 4 期横浜市地域福祉保健計画（平成 31～令和 5 年度）（以下「市地福計画」という。）では、「横浜市成年後見制度利用促進基本計画（以下「市基本計画」という。）」を一部として位置付け、一体的に策定しています。
- 市地福計画における推進の柱 2 「身近な地域で支援が届く仕組みづくり」では、重点項目として、柱 2－3 「身近な地域における権利擁護の推進」に取り組むこととし、「横浜市としての成年後見制度等の権利擁護を推進するため、中核機関の設置等権利擁護に関する相談体制や地域連携ネットワークが整備されている」ことを目指す姿としています。
- 平成 30 年度に実施した市地福計画策定・推進委員会分科会 3 において、中核機関や市域・区域の地域連携ネットワーク構築の方向性が確認されました。令和 2 年度の構築に向けて、具体的な機能や求められる役割について、成年後見制度の推進に関わる団体・関係機関による意見交換の場として、平成 31（令和元）年度に「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」が横浜市社協（横浜生活あんしんセンター）を事務局に設置されました。

Ⅱ 横浜市の状況とこれまでの権利擁護の取組

本章では、検討の前提となる横浜市の状況と成年後見ニーズ、これまでの権利擁護の取組と権利擁護の相談体制について述べます。

1 横浜市の状況

(人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加)

- 横浜市の総人口は平成 31(令和元)年の約 375 万人をピークに減少に転じ、人口減少社会が到来します。生産年齢人口はすでに減少が始まっており、将来に渡り続くことが予想されます。一方で、65 歳以上の高齢者人口は今後 10 年で急増することが見込まれます。高齢単身世帯は増加が続いており、総世帯数に占める割合は平成 27 年に 10%を超えています。また、障害者の単身世帯や障害者と高齢の親の世帯も増えていく等、家族の高齢化により障害者本人が従来通りの生活を続けることが難しくなることも予想されます。

(地域のつながりの希薄化)

- 市民意識調査によると、地域との関係性について、「困ったら相談したり助け合ったりする」割合は減少傾向にあり、お互いに干渉し合わない関係性が増えています。地域社会では、単身世帯の増加や家族形態の変容、自治会町内会をはじめとする地域組織の加入率の低下等により担い手が不足し、地域で支援を要する人の生活を支えていく力は脆弱になることが見込まれます。

(複合的な課題の増加)

- 社会的孤立やそれを背景とする潜在化・深刻化した問題を抱えた世帯も地域に存在し、今後増えていくことが考えられます。こうした問題は高齢者に限らず、中高年のひきこもりと高齢の親という 8050 問題や育児と介護の同時進行を意味するダブルケア、いわゆるごみ屋敷の増加等、複合的な課題が増えてきています。

(成年後見ニーズの増大)

- 認知症高齢者は、令和 7(2025)年に 20 万人に増大すると推計されています。また、療育手帳(愛の手帳)や精神障害者保健福祉手帳を所持する障害者数は、平成 29 年に 6 万人を超え、年々増加しています。このような状況から、成年後見ニーズの飛躍的な増大が予想されます。

(成年後見ニーズへの対応の不十分な現状)

- 横浜家庭裁判所管内の横浜市における成年後見制度利用者数は、平成 30 年末日時点で 6,011 人となっています。現在の認知症高齢者、知的・精神障害者の合計約 20 万人と比較すると非常に少なく、成年後見ニーズに対応できていない状況が推測されます。

※専門家によると、ドイツでは総人口の約 1.6%(2017 年統計)が利用し、先進国の例から最少でも総人口の 1%が潜在的利用者とされています。したがって、横浜市総人口約 375 万人の場合では、約 3.7 万人が推計の潜在的利用者となり、実際には 6 倍以上のニーズがあると推測されます。

2 横浜市のこれまでの権利擁護の取組

（「横浜生活あんしんセンター」の創設と区域への展開）

- 平成9年度の「横浜市における高齢者・障害者の権利擁護に関する検討委員会」の報告に基づき、平成10年10月横浜市社協に後見的支援機関「横浜生活あんしんセンター」が設置されました。国の地域福祉権利擁護事業に先駆けて権利擁護事業に取り組み、平成12年4月からは法人後見事業も開始しました。横浜生活あんしんセンターの法人後見の取組は、社協の法人後見の全国的なモデルとなりました。（参考データ：38頁オ）
- 平成15年の制度改正により政令指定都市社協が地域福祉権利擁護事業の実施主体となったことを受けて、同年10月から横浜市内全18区社協にあんしんセンターが設置され、区域での権利擁護事業実施体制ができました。区社協あんしんセンターでは、全契約者について定期的に支援計画の見直しを行い、判断能力の低下が見られた場合は成年後見制度につなげています。（参考データ：38頁カ）

（成年後見制度区長申立と成年後見制度利用支援事業の推進）

- 平成12年、成年後見制度開始と同時に、市町村長に法定後見開始審判等の申立権が付与されました。同年横浜市では規則改正により市長の申立権限を区長に委任しました。援護を要する市民への相談や各種福祉サービスの提供を行う区が成年後見申立てを行うことで、支援の一体的な展開につなげられることになりました。平成30年度の申立件数は市全体で265件となっており、10年前（平成20年度）の66件と比べ大幅に増加しています。（参考データ：37頁ウ）
- 平成14年からは、成年後見制度利用支援事業を開始し、成年後見等申立てに要する経費と後見人への報酬の助成を行っています。当初は対象を区長申立てに限定していましたが、平成21年度から報酬助成については区長申立て以外にも拡大しています。後見人への報酬助成の利用は高齢者・障害者とも一貫して増加傾向にあり、平成30年度は605件と、財産等の少ない被後見人の制度利用を支えています。（参考データ：37頁エ）

（成年後見サポートネットの創設と全区での展開）

- 平成18年度から市内全18区において、福祉保健の相談機関と法律・福祉の専門家等からなる「成年後見サポートネット」を定期的に開催しています。具体的な事例の検討や区域における権利擁護課題の検討を行い、成年後見制度が必要な区民が適切に利用できるよう連携を図っています。
- 区ごとに実施形態や取組方法は異なりますが、区域の多様な機関や職種による顔の見える関係は、それぞれの専門分野を生かしたネットワークとして機能しており、地域における権利擁護推進体制の土台ができていると言えます。

（「市民後見よこはまモデル」の開始）

- 平成23年度の「横浜市における市民後見人に関する検討委員会」の報告に基づき、平成24年度から横浜生活あんしんセンターで市民後見人養成・活動支援事業を開始しました。

平成 30 年度には第 4 期の養成課程を実施し、延 118 名の修了者を養成しており、市民参画の権利擁護を進めています。(参考データ：38 頁キ・ク・ケ)

- 市民後見人の活動支援の一つとして、現在ブロック（3 区）ごとに開催している「成年後見サポートネット分科会」は、関係機関や専門職団体とのネットワークにより市民後見人への後見監督的機能を果たしています。

3 横浜市における権利擁護の相談支援体制

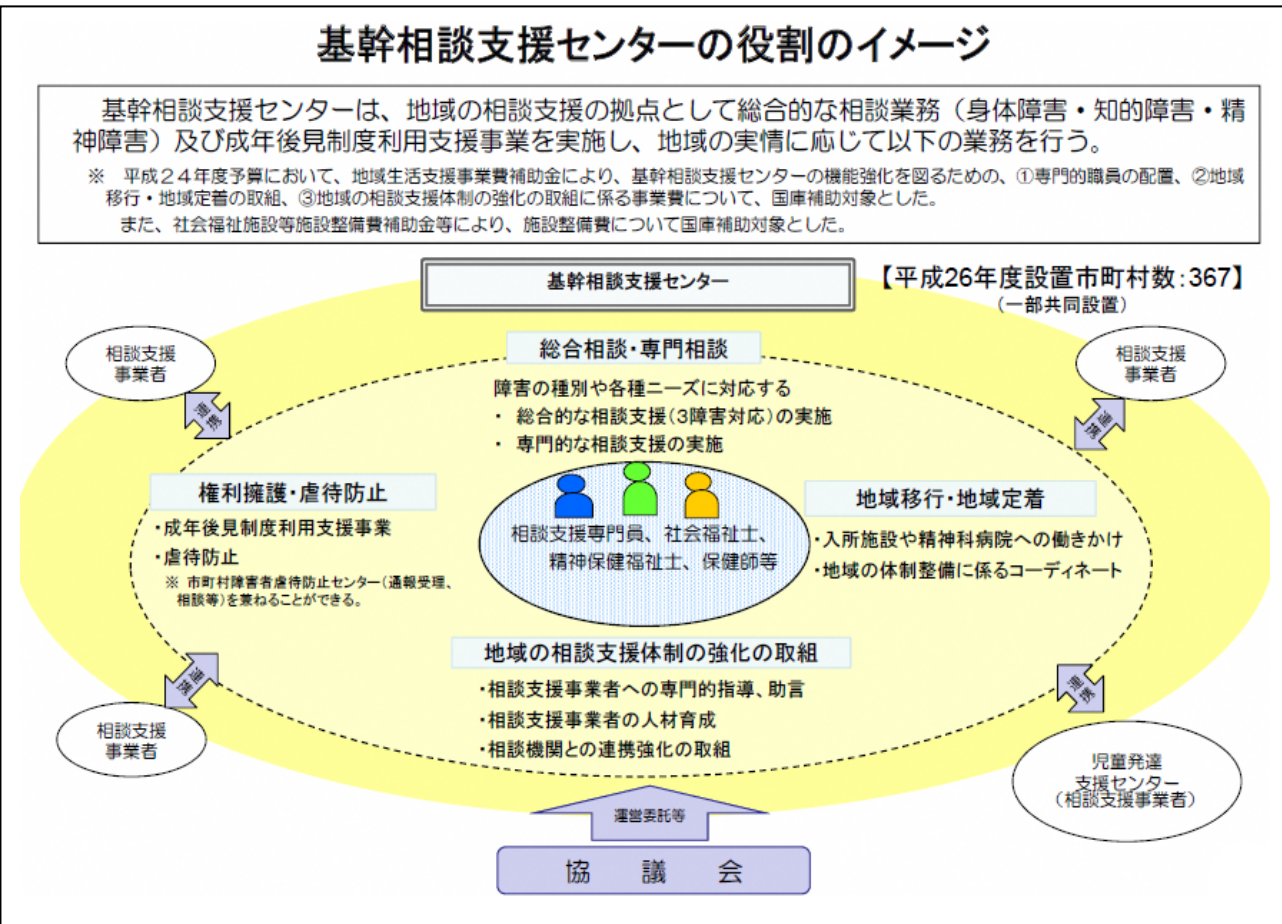
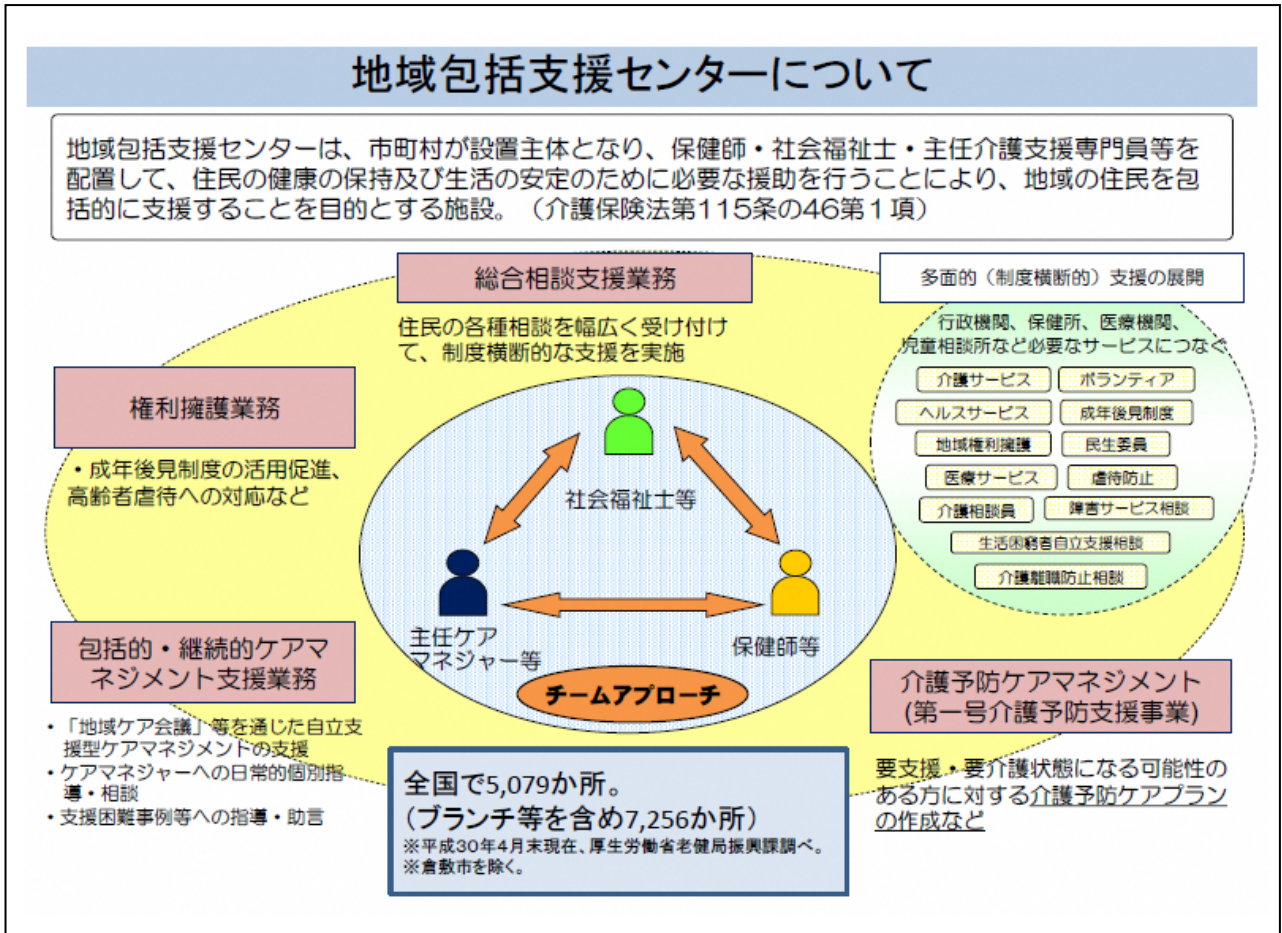
(改正介護保険法による「地域包括支援センター」の権利擁護機能)

- 平成 18 年度に介護保険法改正により設置された「地域包括支援センター」は、機能の一部として権利擁護業務が位置付けられました。横浜市では「地域ケアプラザ業務連携指針（平成 30 年 4 月最新改定）」において「高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活をおくることができるよう、認知症高齢者の支援、成年後見制度の活用促進（本人及び親族による申立ての支援、広報等）、消費者被害防止並びに高齢者虐待の未然防止のための普及啓発及び早期発見・対応を行います。」とされています。

(障害者総合支援法による「基幹相談支援センター」の権利擁護機能)

- 平成 28 年に地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、各区に「基幹相談支援センター」が整備され、障害児者相談支援体制の強化が図られました。基幹相談支援センターの業務の一部として、「権利擁護・虐待防止の取組」を位置付け、相談者への成年後見制度の情報提供及び活用の支援を行うとともに、区内における成年後見制度推進に向けた取組の検討及び実施等を行います。

- 横浜市では、「区福祉保健センター（区役所 高齢・障害支援課）」、「地域包括支援センター」、「基幹相談支援センター」、「横浜生活あんしんセンター（市社協）」、「区社協あんしんセンター」を権利擁護に関する相談支援機関（以下「相談機関」という。）と位置付けています。これらの機関では、市民からの成年後見制度に関する相談を受け、制度の説明や資料の提供、必要な情報提供等を行っています。



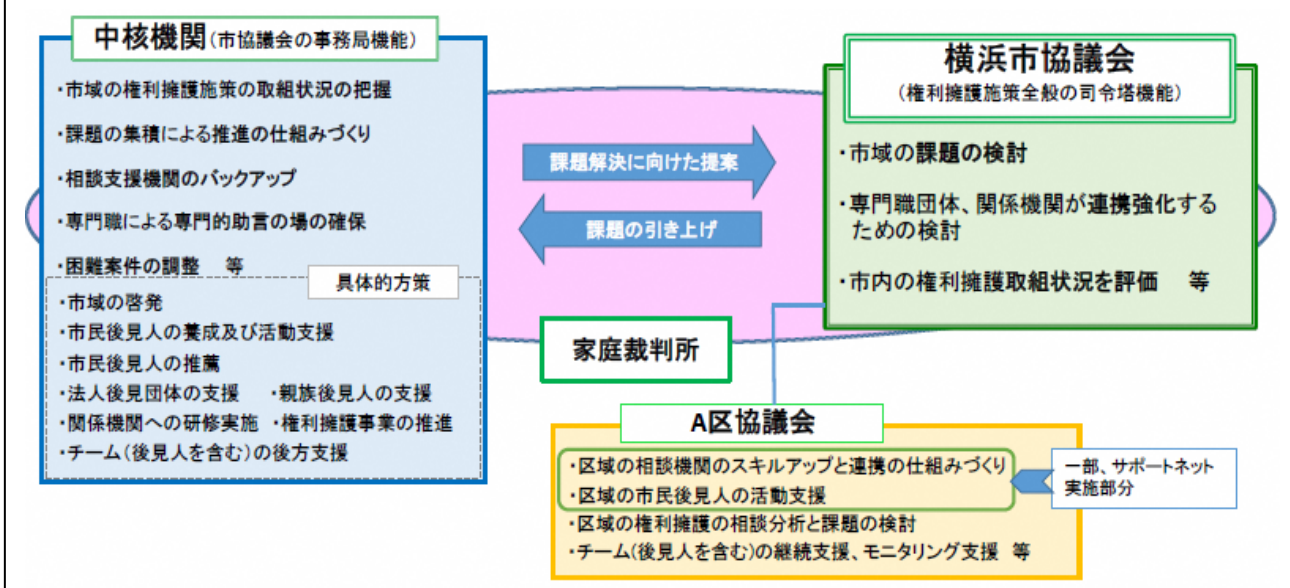
Ⅲ 横浜市にふさわしい権利擁護支援の地域連携ネットワーク

本章では、検討委員会の結論として「横浜市にふさわしい権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を提案し、市協議会及び区協議会、並びに中核機関の機能と役割に関する基本的事項を述べます。

1 「協議会」と「中核機関」について

国基本計画によれば、地域連携ネットワークは、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」という2つの基本的仕組みを有するものとされ、こうした地域連携ネットワークを整備し適切に協議会等を運営していくためには、「中核機関」が必要であるとされています。

【参考】第4期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会3 (H30.11.5) 資料
横浜市における協議会と中核機関の関係図 (イメージ)



検討委員会では、市地福計画策定・推進委員会分科会3でまとめた上記の図を基に、それぞれの機能と役割について、考え方を整理しました。

(1) 市協議会

ア 機能・役割

横浜市における権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理等を行う「司令塔機能」を持つ組織として位置付けます。市内の権利擁護の取組状況を評価し、市域の権利擁護に関する課題を協議します。

イ 構成員

身近な相談機関である区役所、区社協、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、後見人の担い手である弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、申立てにあたり診断書の作成を行う医師会、障害分野の機関として後見的支援室、精神保健福祉士会等の各関係機関の代表者により構成します。なお、横浜家庭裁判所にはオブザーバーとして参加協力を得ます。

ウ 事務局

中核機関 ・ 横浜市健康福祉局

エ 開催頻度

半期に1回（年2回）程度を想定しています

オ 部会設置

市協議会では様々な関係者の参加のもと、全体構想（基本構想）について協議しますが、実現に向けた具体策の検討を行うため、協議会とは別に、テーマに応じた部会の設置を可能とします。

（2）区協議会

横浜市は人口約375万人の大都市のため、より身近な地域における連携の仕組みとして、市内全18区に区域の協議会となる「区協議会」を設置します。平成18年度から各区で開催されている現行の「成年後見サポートネット全体会（以下「サポートネット」という。）」の機能・役割を拡充し、区協議会として位置付けます。ただし、引き続きサポートネットの名称で開催します。

なお、市民後見人への後見監督的機能の一部である現行のサポートネット分科会については「市民後見人分科会」とし、別途位置付けます。

ア 構成員

現行のサポートネット構成員（10頁要綱参照）の他、横浜市障害者後見的支援制度により障害者を地域で見守る体制づくりを行う「後見的支援室」の参加も進めていきます。また、検討事例に応じて、ケアマネジャーや相談支援専門員、自立生活アシスタント、精神障害者生活支援センター等の関係者を招集します。

イ 事務局

区役所 高齢・障害支援課 ・ 区社協あんしんセンター

区協議会における役割の内、従来のサポートネット職務については、これまで通り区役所高齢・障害支援課及び区社協あんしんセンターが協力して実施します。

後述の新たに期待される役割に係る職務については、地域包括支援センターや基幹相談支援センターといった区域の相談機関を取りまとめる区役所高齢・障害支援課が中心となって取り組みます。

ウ 運営方法

現行のサポートネットを拡充し、二部構成にします。

【参考】二部構成のイメージ図

(区協議会) 成年後見サポートネット	【第一部】新規機能（専門職会議） 参加者は事務局及び専門職団体を想定 (イ)区域の権利擁護の相談分析と課題の検討 (ウ)チームの継続支援、モニタリング支援
	【第二部】（現行のサポートネット全体会） 参加者は構成員の他、必要に応じて関係者を招集 (ア)区域の相談機関のスキルアップと連携の仕組みづくり

※(ア)～(ウ)の詳細は下記参照

エ 機能・役割

区域の地域連携ネットワーク機能として位置付けます。

現行のサポートネット職務(10頁要綱参照)の他、新たに期待される役割(ア)～(ウ)は次の通りです。

(ア) 区域の相談機関のスキルアップと連携の仕組みづくり

- ・サポートネットを今後も継続的に実施することで、区域の相談機関、専門職間の連携を促進します。また様々な事例を共有することで、現場の相談員の気づきや制度の必要性の判断、問題解決の手法に関するスキルの習得につなげます。

(イ) 区域の権利擁護の相談分析と課題の検討

- ・区内の相談機関に寄せられた権利擁護・成年後見制度の相談について、事務局に提出された「対応状況一覧表」(29頁参照)を基に、区域の相談件数や相談者の種別、相談内容を把握します。地域ごとの特徴を分析し、制度の利用促進に向けた方策(広報・啓発方法等)について検討します。
- ・年度末に事務局が中心となって作成する成年後見アセスメントシート(11頁参照)をサポートネット(区協議会)で共有し、区域を超えた課題については市協議会で検討し具体策につなげます。

(ウ) チーム(後見人を含む)の継続支援、モニタリング支援

<相談機関で受けた相談をサポートネットに諮るまでの手順>

- ①事務局は、各相談機関から提出された「対応状況一覧表」を基に、未了案件の内、重大な課題にチェックが入っているにも関わらず、次のステップに進まない案件について、毎月の定例カンファレンス等(※1)を活用し、当該相談機関に案件の詳細と支援状況を確認します(モニタリング)。
- ②①の内、チームでの支援方針が決まらない、現チームメンバーだけでは判断が難しい、複合的な課題がある等、多面的な視点で検討する必要がある困難案件につ

いては、サポートネット【第一部】専門職会議に助言を求めます(※2)。
③②で協議した案件については、本人の生活が安定するまで、継続して進捗状況を報告します。

※1 既存の会議を活用します。

○高齢分野「定例カンファレンス」1回程度/月

主催：地域包括支援センター

参加：区役所 高齢者支援担当 等

内容：個別ケースの検討、情報共有

○障害分野「3機関合同カンファレンス」1回程度/月

主催：基幹相談支援センター

参加：区役所 障害者支援担当、精神障害者生活支援センター

内容：個別ケースの検討、情報共有

※2 サポートネット【第一部】専門職会議では、相談の全数をモニタリングするのではなく、困難案件のみ、その後の状況を確認します。

オ 開催頻度

各区で年3～4回程度を想定しています。

(3) 中核機関

ア 機能・役割

市協議会を適切に運営するための事務局機能として位置付けます。

地域連携ネットワークが、権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能（国基本計画における①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能）を発揮できるように主導する役割を担います。

イ 設置時期

令和2年度予定

ウ 具体的な取組

次章（IV章）参照

【参考】「横浜市成年後見サポートネット実施要綱」抜粋

制 定 平成27年4月1日 健福第1056号（局長決裁）
最近改正 平成29年4月1日 健福第1385号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 横浜市における権利擁護の推進を目指し、地域の権利擁護に関する課題を検討し、地域の権利擁護関係機関・団体等のネットワークを強化することを目的として成年後見サポートネット（以下「サポートネット」という。）を各区で設置する。

2 この要綱は、サポートネットの円滑な運営のため必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 サポートネットは、次に掲げる組織等により構成する。

- (1) 福祉保健センター
- (2) 区社協あんしんセンター
- (3) 地域包括支援センター
- (4) 神奈川県弁護士会
- (5) リーガルサポート神奈川県支部（司法書士会）
- (6) ぱあとなあ神奈川（社会福祉士会）
- (7) コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部（行政書士会）
- (8) 横浜市市民後見人バンク登録者
- (9) 基幹相談支援センター
- (10) その他、福祉保健センター長において必要と認められるもの

（職務及び会議の設置）

第3条 サポートネットは、第1条第1項に掲げる目的を遂行するため、次の職務を行う。

- (1) 成年後見に関する困難事例の検討
- (2) 区域における権利擁護に関する課題の検討
- (3) 区域における権利擁護の普及・啓発に関する検討・実施
- (4) 横浜市市民後見人バンク登録者の支援
- (5) その他必要な事項

2 前項第1号から第3号及び第5号の職務を行うため、全体会を設置する。

3 第1項第4号及び第5号の職務を行うため、分科会を設置する。

（会議の実施回数）

第4条 前条第2項及び第3項に規定する会議は、福祉保健センターと区社協あんしんセンターが協議の上、予算の範囲内で必要な回数を実施するものとする。

（事務局）

第5条 サポートネットの事務局は、福祉保健センター高齢・障害支援課及び区社協あんしんセンターに設置する。

成年後見アセスメントシート（全体版）

機関名

〇〇区

項目	区		区		区		区		区	
	高齢者 障害者	区長申立 件数	高齢者 障害者	区AC 利用 件数	高齢者 障害者	区平均	区平均	区平均	区平均	
人口										
高齢者										
障害者										

項目	内容
区役所	
区社協	
地域包括 支援 センター	
高齢者 福祉 センター	
その他	
区役所	
区社協	
地域包括 支援 センター	
高齢者 福祉 センター	
その他	
区役所	
区社協	
地域包括 支援 センター	
高齢者 福祉 センター	
その他	

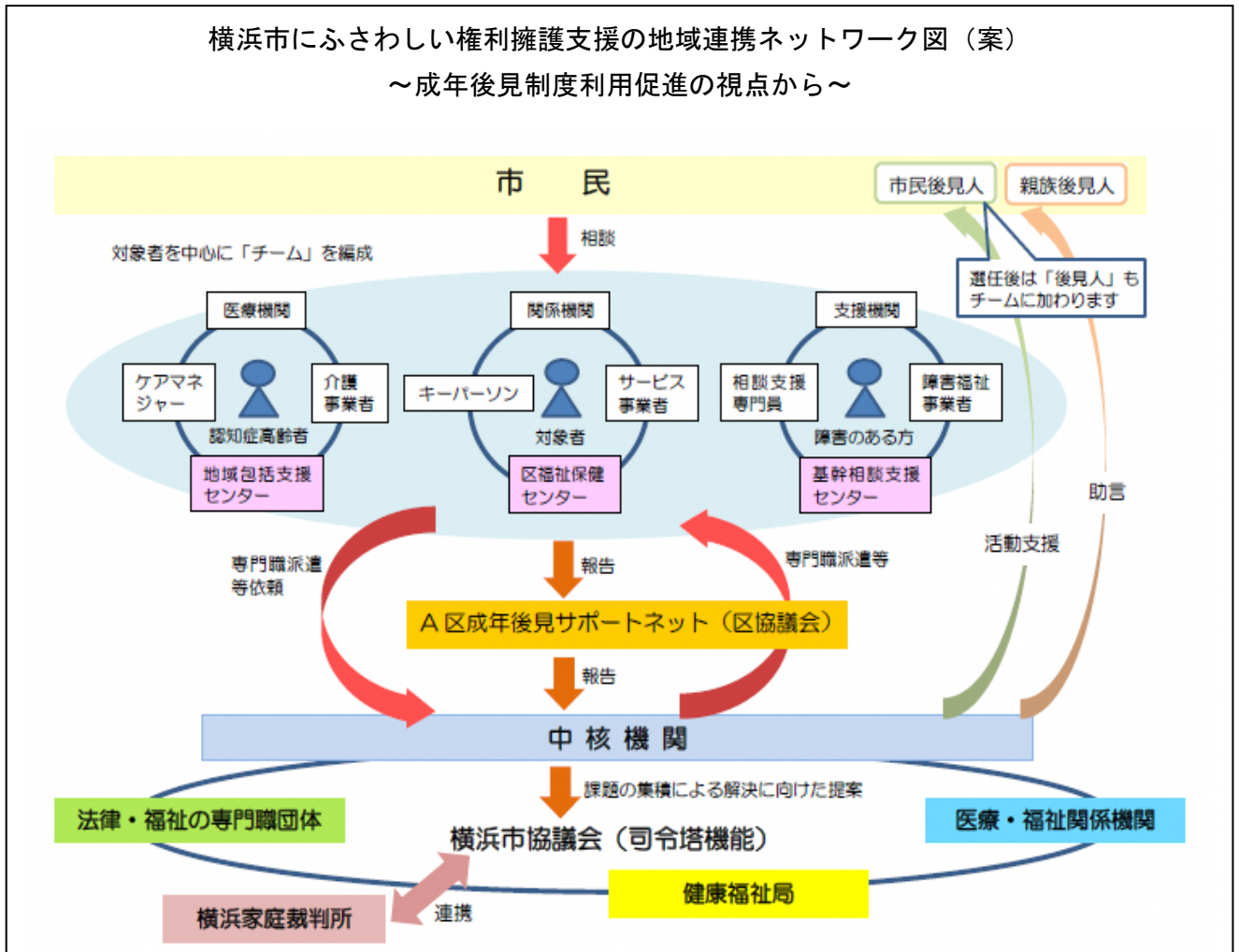
区域における課題

➔

次年度、成年後見サポートネットでの取り組みこと

横浜市にふさわしい権利擁護支援の地域連携ネットワーク図（案）

～成年後見制度利用促進の視点から～



2 「チーム」による支援

本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が必要に応じてチームを編成し、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握しながら、適切な対応を行う仕組みです。

成年後見制度が必要と思われる方（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられない人、虐待を受けている人等）が発見され、制度の利用促進に向け、継続した関わりが必要となる案件について、中心となってチームを編成する主な機関は、「地域包括支援センター」または「基幹相談支援センター」及び「区役所 高齢・障害支援課」と考えます。

- 高齢者（原則 65 歳以上）：地域包括支援センター、区役所 高齢・障害支援課
- 知的・精神等障害のある方：基幹相談支援センター、区役所 高齢・障害支援課

(1) 後見人選任前のチーム支援

地域の中で権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援へ結びつけ、本人と社会との関係性を構築する役割を果たします。

①地域の関係者（家族、民生委員、医療機関、金融機関等）や支援機関（ケアマネジャー、相談支援専門員、サービス事業所、自立生活アシスタント等）による気づきや発見がきっかけとなることが想定されます。



②相談を受けた「地域包括支援センター」や「基幹相談支援センター」、「区役所 高齢・障害支援課」が中心となって、必要に応じて「チーム」を編成します。

その際、既に福祉サービス等の利用に伴い、ケアマネジャーや相談支援専門員等を中心に本人を支援するチームが編成されている場合は、既存のチームを活用します。



③チームの中心となる相談機関等からの要請に基づき、中核機関は地域で開催されるチーム会議に法律・福祉の専門職を派遣し、成年後見制度の利用の必要性や、制度の利用による今後の生活の見通し等を助言します。



④制度利用の必要性があると判断された対象者について、相談機関は申立てに向けて、必要な支援を行います。

なお、サポートネット（区協議会）事務局は、相談機関に寄せられた個別の相談対応状況を把握し、必要に応じた支援を行います。

（２）後見人選任後のチーム支援

チームは、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

相談機関が申立支援をした案件については、後見人選任後、概ね1か月以内（家庭裁判所への就任時報告の期限内）にチーム会議を開催し、後見人に対応してもらいたい課題や支援方針を共有します。

①後見人選任前と同様に、本人の身近な地域の関係者や支援機関からの気づきや相談、親族後見人や市民後見人の日常的な相談に応じる中核機関からの連絡がきっかけとなり、チーム支援につなげることが想定されます。



②相談を受けた「地域包括支援センター」や「基幹相談支援センター」、「区役所 高齢・障害支援課」は、後見人を含む関係者によるチーム会議開催の支援を行います。

その際、既にケアマネジャーや相談支援専門員等がチーム会議を開催していれば、後見人もチームに加わるよう支援します。また、後見人自らが招集しチーム会議を開催することも考えられます。

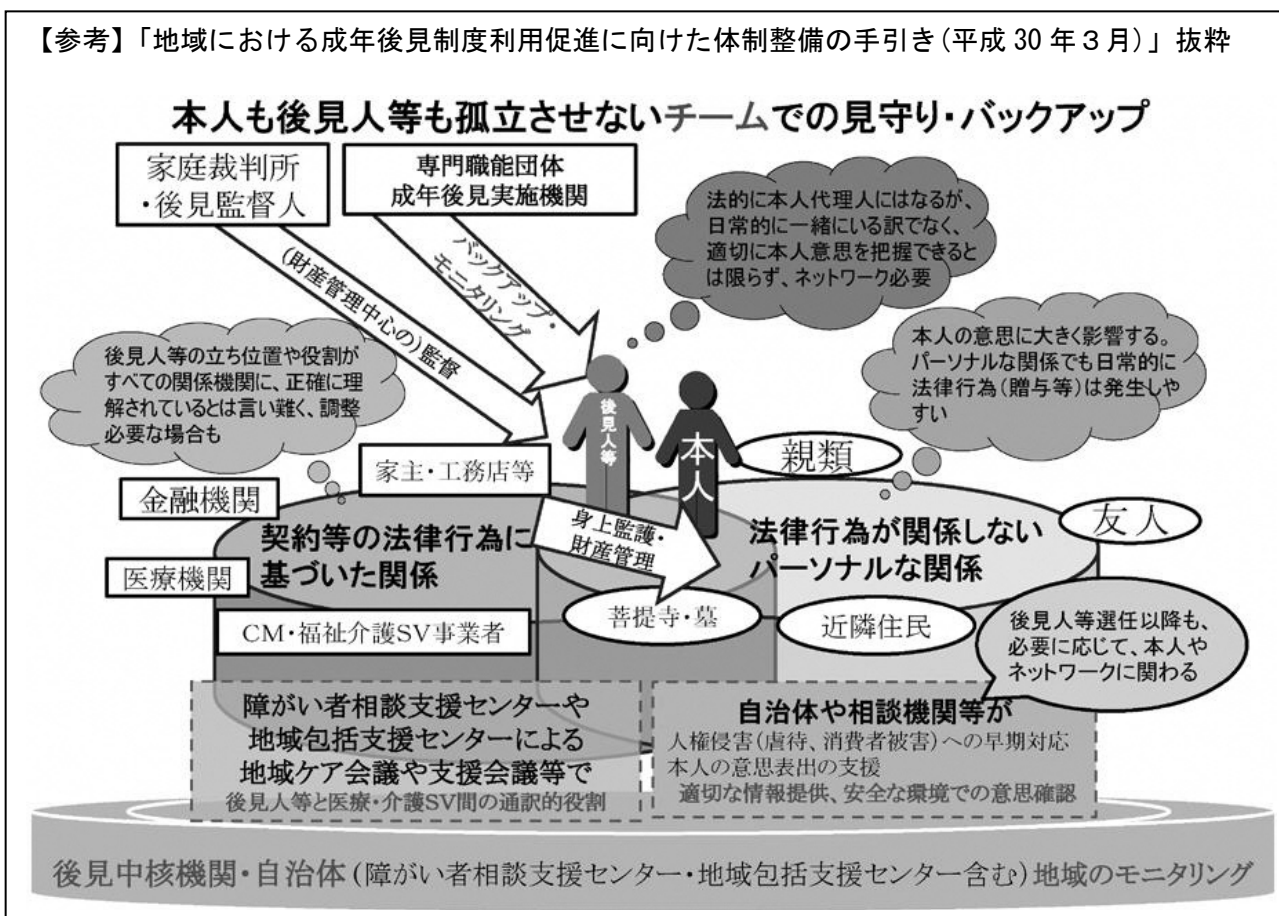


③相談機関や後見人等からの要請に基づき、中核機関は、地域で開催されるチーム会議に法律・福祉の専門職を派遣します。



④本人も後見人も孤立させないよう、チームで見守り・バックアップします。

【参考】「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き(平成30年3月)」抜粋



IV 横浜市にふさわしい中核機関の果たす具体的な取組

本章では、国基本計画の考え方に沿って、市基本計画の策定委員会や検討委員会で出された課題に対し、横浜市における目指すべき姿と中核機関に期待される具体的な取組を述べます。

検討委員会では、横浜市における課題と目指すべき姿を整理し、主に中核機関が担うべき具体的な取組を、国基本計画にある4つの機能（①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能）と⑤不正防止効果に沿ってまとめました。

また、優先される課題から段階的・計画的に整備されることが望ましいとされているため、検討委員会が優先すべきと考える新たな取組に★をつけています。

検討委員会としては、利用促進の入口となる「広報機能」と、市民からの相談を受け止める、または権利擁護支援の必要性に気づく「相談機能」の課題から取り組むことが必要と考えます。

1 広報機能

課 題	中核機関の具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・お金や時間がかかるイメージがあり、制度を利用せずに済む方法について聞かれることがある ・制度を何度勉強してもわかりにくい ・障害のある方には、文字だけでは伝わりにくい ・病院やケアマネジャー等から問題が大きくなってから相談が入る 	<p>①市民向け広報・啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民向けの講演会 ・家族会等への出前講座 ・福祉施設や医療機関、金融機関への周知・リーフレットの配架依頼★ <p>②パンフレット等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者にメリットが伝わるようなパンフレットの作成（補助・保佐類型、任意後見制度の活用事例の紹介等） ・タイプ別、事例ごとに紹介できるツールの作成
目指すべき姿	<p>③地域の支援者等への啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で見守る民生委員等への啓発と協力の依頼 ・ケアマネジャー及び相談支援専門員等へ成年後見制度の概要だけでなく実例を交えた研修の企画
<ul style="list-style-type: none"> ・制度に対し市民の認知度が向上している ・民生委員等の地域の支援者や金融機関等が制度を理解し、必要な方を発見し、相談機関につなぐことができている 	

2 相談機能

課 題	中核機関の具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップになっていない ・困りごとに関する相談から権利擁護のニーズを捉え、制度につなげるスキルが不足している ・同じ相談機関でも対応にレベル差がある 	<p>①初回相談(インテーク)の対応向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護・成年後見制度に関する相談進行管理シート(仮称)の作成→市内の権利擁護に関する相談機関で活用★ ・「権利擁護相談機関職員向け手引き(仮称)」の作成→相談への対応方法の明確化★ <p>②人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談機関職員のスキル向上のための各種研修の実施(事例検討の初任者研修等)★
<p>目指すべき姿</p>	<p>③「チーム」への後方支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談機関から中核機関に相談が入りやすい関係の構築★ ・制度の必要性の判断や支援方針を決定するためのアドバイスを行う法律・福祉の専門職をチームに派遣する仕組みの構築★
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の権利擁護に関する相談機関が、市民からの相談に対し、適切な対応ができる体制が構築されている ・地域の関係者や支援機関による気付きや相談を、相談機関が早期からニーズの見極めをし、支援の検討ができる環境が整っている 	

3 成年後見制度利用促進機能

課 題	中核機関の具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・親族に申立支援を行う必要があるが支援者のスキルに差がある ・申立てに必要な診断書を作成してくれる かかりつけ医がない ・適切な後見人を探せない ・区長申立ての必要性の判断が難しい ・区長申立ては、様々な手続きと調整が必要なため申立てまでに時間がかかる ・専門職後見人の中には身上保護の面で支援が不足することがある 	<p>①申立書作成の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の権利擁護に関する相談機関に申立書と書き方見本の整備 ・申立書作成支援(予約制)の実施 <p>②診断書取得の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人情報シートの活用に関する研修 ・診断書作成が可能な医療機関の周知(リスト化) ・「認知症初期集中支援チーム」や「在宅医療連携拠点」との連携による対応の検討 <p>③後見人候補者選定の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各専門職後見人の特徴等を示した配付用パンフレットの作成★ ・本人に適切な候補者を紹介する仕組みとして、法律・福祉の専門職団体等による受任調整会議(仮称)の開催

目指すべき姿	
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の権利擁護に関する相談機関が、申立てが必要な方に対し適切な案内ができ、後見人が選任されるまで確実につなげる仕組みが構築されている ・適切な後見人候補者を紹介できる仕組みが構築されている ・後見人の担い手が増え、受任体制が充実している 	<p>④区長申立てへのつなぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長申立てにつなぐために必要な各相談機関による情報共有の仕組みの構築 <p>⑤後見人候補者となる担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の養成 ・法人後見団体による受任の支援

4 後見人支援機能

課 題	中核機関の具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人が悩んだ時に相談できる場所が無い ・家庭裁判所に医療や介護、福祉制度の活用範囲について相談があるが、適切な回答が難しい 	<p>①親族後見人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人からの相談を受ける窓口設置★ ・親族後見人向け実務講習会（家庭裁判所へ提出する報告書類の書き方等）の開催 ・親族後見人向け後見業務を行う専門職による個別相談会の開催 <p>②市民後見人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の活動支援（受任者への個別相談対応、定期面談、各種研修等） ・市民後見人への後見監督的機能の一つとして市民後見人分科会の開催支援 <p>③法人後見団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よこはま法人後見連絡会の開催 <p>④「チーム」への後方支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見人を含むチームに対し、支援方針を決定するためのアドバイスを行う法律・福祉の専門職を派遣する仕組みの構築★
目指すべき姿	
<ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人の相談窓口が明確になっている ・本人や後見人が孤立することなく、チーム支援ができています 	

5 不正防止効果

課 題	中核機関の具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族や関係者からの後見人に関する疑問や不満に対し、支援者としてどう対応すべきかわからない ・ 不正行為なのか否かはっきりしない段階では、家庭裁判所に連絡しにくい 	<p>①後見人支援機能に記載した取組を通じて後見人が孤立しないよう支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親族後見人や市民後見人からの相談対応（再掲） ・ 親族後見人向け実務講習会や個別相談会の開催（再掲）
<p>目指すべき姿</p>	<p>②専門職後見人に関する苦情等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職後見人の活動に対する疑問や不満についての相談対応（後見人が所属する各専門職団体の苦情担当者と連携し対応） <p>③横浜家庭裁判所との連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人による業務が適切に遂行されるよう横浜家庭裁判所との定期的な意見交換の場等を設定★
<ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人の理解不足等から不正が生じないよう、実務講習会や必要な助言を行う ・ 後見人を含むチーム編成と継続的な支援を推進し、後見人が孤立しない環境を構築することで、不正を抑制する効果、及び不正が起きても早期に発見できるという効果につなげる 	

【参考】「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き(平成30年3月)」抜粋
 「支援の段階と国基本計画における4つの支援機能・7つの場面の関係性」

	支援の段階	国基本計画における 具体的機能等 (国基本計画 P12-15)	国基本計画における 7つの場面 (国基本計画 P3)
(1)	広報・啓発	広報機能	・【場面1】制度の広報・周知
(2)	相談受付・アセスメント・ 支援方針の検討段階 (支援方針検討段階)	相談機能	・【場面2】相談・発見 ・【場面3】情報集約
(3)	成年後見制度の 利用促進段階 (候補者推薦段階)	成年後見制度 利用促進機能	・【場面4】地域体制整備 ・【場面5】後見等申立
(4)	後見人等への支援段階 (モニタリング・ バックアップ段階)	後見人支援機能	・【場面6】後見等開始後の継続 的な支援
(5)	-	不正防止効果	・【場面7】後見人等の不正防止

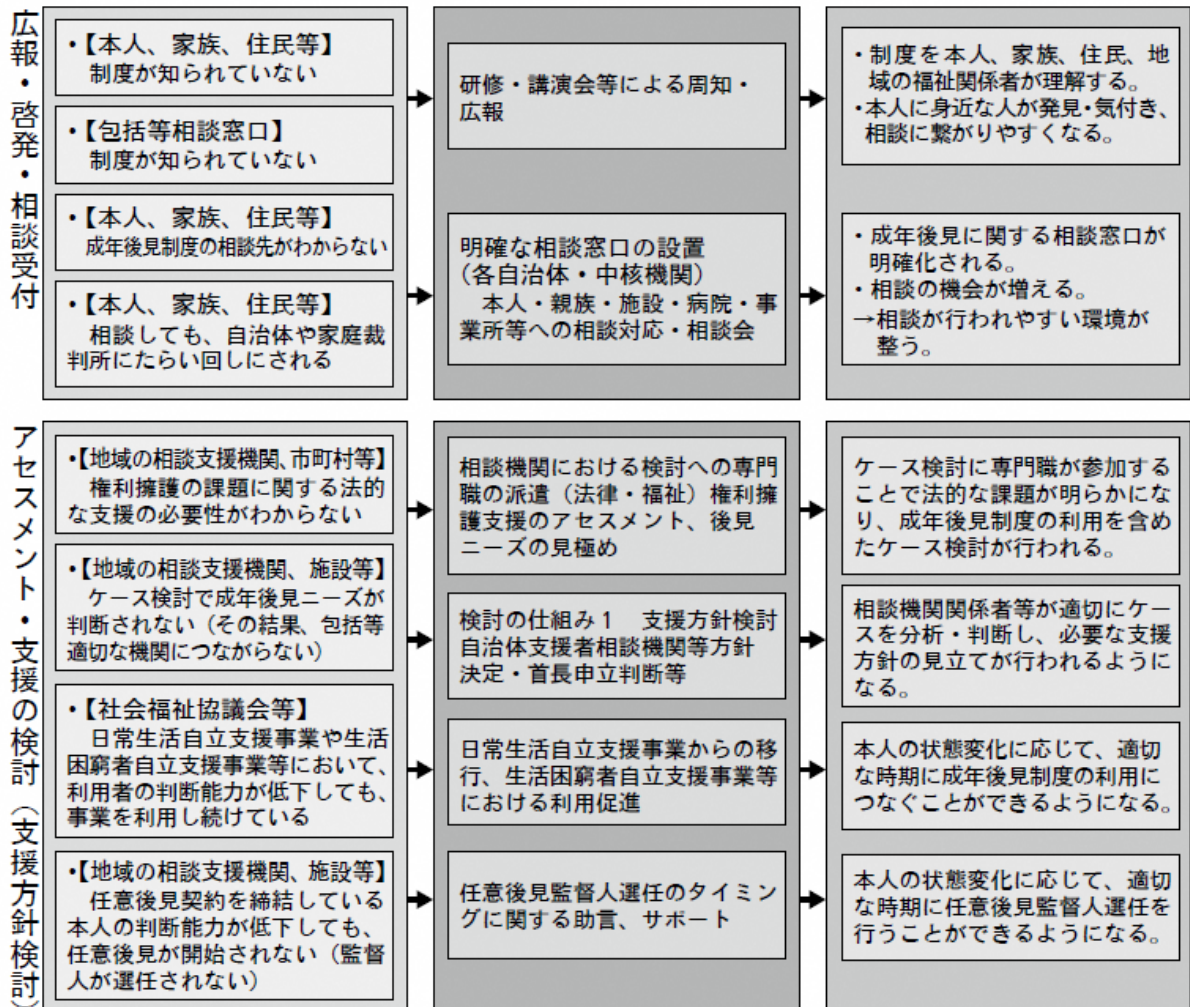
■現状の課題(例示)

(フロー図における「目詰まり」)

■中核機関の役割・機能

■期待される効果

(フロー図における「目詰まり」
がどう解消されるのか)

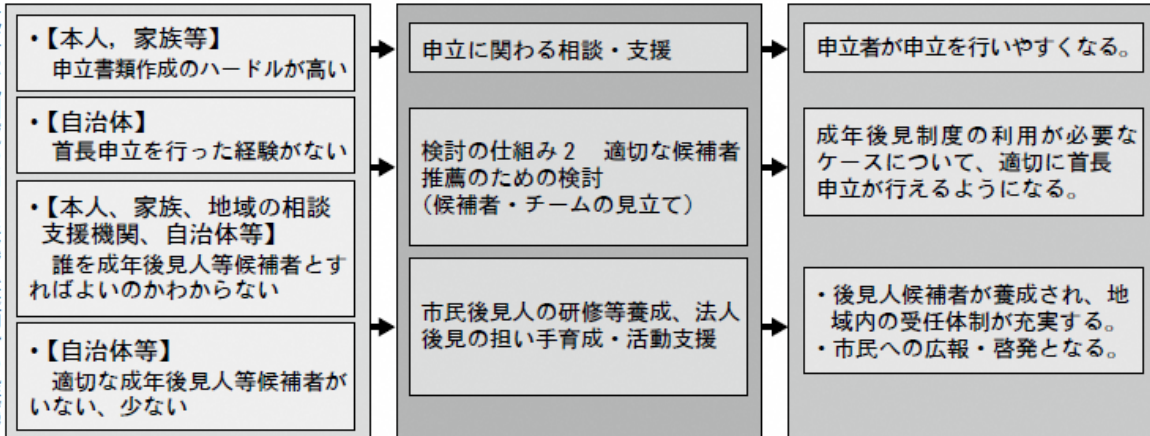


■現状の課題（例示）
（フロー図における「目詰まり」）

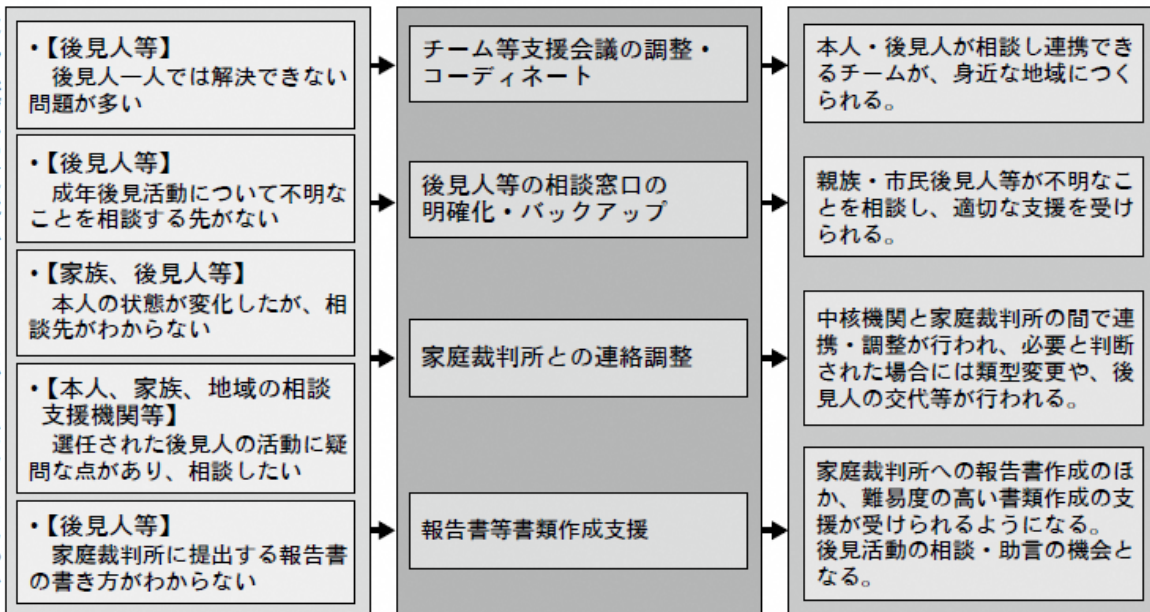
■中核機関の役割・機能

■期待される効果
（フロー図における「目詰まり」
がどう解消されるのか）

成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）



後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）



V 各機関・団体の主な役割

本章では、Ⅲ章・Ⅳ章に提唱した権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築及び中核機関の取組を実現するために、成年後見制度利用促進に関わる機関・団体に求められる主な役割について述べます。

		各機関・団体の主な役割
横浜市	① 市役所	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市成年後見制度利用促進基本計画(市基本計画)推進のための体制整備 ○横浜市における司法と医療・福祉の連携体制の構築 ○地域包括支援センターや基幹相談支援センターへの説明・権利擁護相談事業の執行管理 ○市協議会の事務局(中核機関と連携) ○成年後見制度利用促進事業を統括し、実施の責任を負う ○市民に対し制度等への理解と見守り等の協力を進める
	② 区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度に関する一般的な相談に応じる ○相談機関と連携して区長申立事案に対応する ○成年後見制度利用支援事業(申立費用や報酬の助成事業)を通じ、財産等の少ない被後見人等に制度利用を支援する ○成年後見サポートネット(区協議会)事務局として、区域の相談分析と課題の検討を通じて、区内の成年後見制度の利用促進を図る ○市民後見人分科会事務局として、区社協と協力し、市民後見人の活動を支援する ○区内の地域住民に対し制度等への理解と見守り等の協力を進める
	③ 中核機関	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度に関する広報・啓発を行うとともに幅広い相談に応じる ○市協議会の事務局(市役所と連携)、及びサポートネット(区協議会)との連携 ○親族後見人及び市民後見人からの日常的な相談に応じ助言を行う(必要に応じて家庭裁判所につなぐ) ○地域包括支援センター、基幹相談支援センター、区社協あんしんセンターに対し、成年後見制度に関するスーパーバイザーとして、専門職団体と協力し、必要な助言・支援を行う ○成年後見制度利用促進に関する事業の実施 ○市民に対し制度等への理解と見守り等の協力を進める
市社協・区社協	④ 横浜生活あんしんセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度に関する広報・啓発を行うとともに幅広い相談に応じる ○区社協あんしんセンターとともに権利擁護事業(日常生活自立支援事業含む)を推進し、必要に応じて成年後見制度への移行を進める ○法人後見事業の実施
	⑤ 区社協あんしんセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度に関する一般的な相談に応じる(必要に応じて区役所や地域包括支援センター・基幹相談支援センターにつなぐ) ○権利擁護事業(日常生活自立支援事業含む)を推進し、必要に応じて成年後見制度への移行を進める ○成年後見サポートネット(区協議会)事務局として、区役所と協力し、区内の成年後見制度の利用促進を図る ○市民後見人分科会事務局として、市民後見人の活動を支援する

地域ケアプラザ等	⑥ 地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度に関する一般的な相談に応じる ○ エリア内の認知症高齢者、判断能力が低下している高齢者の内、親族状況等を勘案して、成年後見制度が必要な方を確実に利用につなげる ○ 成年後見サポートネット(区協議会)への参画を通じて、成年後見制度の利用を促進する ○ エリア内の地域住民に対し制度等への理解と見守り等の協力を進める
法人型地域活動ホーム	⑦ 基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度に関する一般的な相談に応じる ○ 区内の知的障害者・精神障害者の内、親族状況等を勘案して、成年後見制度が必要な方を確実に利用につなげる ○ 成年後見サポートネット(区協議会)への参画を通じて、成年後見制度の利用を促進する ○ 区内の地域住民に対し制度等への理解と見守り等の協力を進める
	⑧ 専門職団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市協議会への参画を通じて、市基本計画の実現に努める ○ 成年後見サポートネット(区協議会)への参画を通じて、成年後見制度の利用を促進する ○ 相談機関に対して専門的な助言・支援を行う ○ 適切な成年後見人等候補者の推薦と受任調整 ○ 成年後見人として財産管理のみならず、身上保護(意思決定支援含む)を重視する ○ 成年後見人に対する苦情対応の窓口を設置し、後見業務の指導・助言と不正防止に向けた取組により、利用者がメリットを実感できる制度運用につなげる
支援室	⑨ 後見的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者(成人期)の日常生活を見守る体制づくりや定期訪問等を通じ、必要に応じて成年後見制度に関する情報提供や制度の利用に向けた調整を行う ○ 成年後見サポートネット(区協議会)への参加を通じて、成年後見制度の利用を促進する
支援機関	⑩ 障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で生活する障害者の日常生活を支援する役割である精神障害者生活支援センター相談員、相談支援専門員、自立生活アシスタント等は、権利擁護に関する支援の必要な方の発見に努め、速やかに必要な支援につなげる
	⑪ 医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申立てに必要な診断書の作成に協力する ○ 成年後見制度が必要な方の発見に努め、権利擁護に関する相談機関につなげる
	⑫ 家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人を支える成年後見人の選任、ニーズの変化に応じた成年後見人の交代を行う ○ 後見人を監督する機関として、後見人が権限を濫用・逸脱する行為をしていないか後見業務の状況を確認する ○ 親族や後見人からの成年後見制度の手続きに関する相談に応じる(必要に応じて中核機関等につなぐ) ○ 成年後見制度の手続きに関する市域での研修への講師派遣 ○ 市協議会へオブザーバーとして関与 ○ 市役所及び中核機関との積極的な連携

VI 今後の展開と検討課題

本章では、中核機関設置後の展開と、残された課題について整理します。

1 中核機関設置後の展開

IV章でも述べましたが、「横浜市にふさわしい権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が有効に機能するためには、入口となる「広報機能」と「相談機能」の課題から取り組むことが必要と考えます。

中核機関は、市内に約 200 ある権利擁護に関する相談支援機関（区福祉保健センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、市・区社協あんしんセンター）の対応レベルの標準化・平準化につながることに優先して実施することが望まれます。

また、その他の機能等についても、主な取組(※)から順次実施を目指します。

(市基本計画スケジュールにおける中核機関等の取組)

計画期間		国基本計画 5 かん						
		第 4 期横浜市地域福祉保健計画（市基本計画） 5 かん						
年度		今年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	3 年度 (2021)	4 年度 (2022)	5 年度 (2023)		
中核機関の設置		検討委員会の実施・中核機関設置準備	設置（市内 1 か所）	→				
市協議会の開催			年 2 回程度	→				
区協議会の開催			18区でサポートネットを区協議会として実施（年 4 回程度）	→				
中核機関の主な取組※	1		広報機能	・ 市民向けリーフレット作成	→			
	2		相談機能	・ 相談機関職員向け手引き作成 ・ 相談機関職員向け各種研修 ・ チームへの専門職派遣	→			
	3		利用促進機能	・ 各専門職後見人の特徴等を示した配付用パンフレットの作成	→			
	4		後見人支援機能	・ 親族後見人からの相談を受ける窓口の設置	→			
	5		不正防止効果	・ 横浜家庭裁判所との定期的な意見交換会等の連携体制	→			

●市協議会において取組内容の評価・検証を受け、適宜見直しを図る

●他の取組についても順次実施する

※主な取組：IV章で★をつけた取組

2 残された課題

(任意後見制度への相談支援機関の対応)

- 将来、成年後見制度の利用が必要になると想定される方については、あらかじめ本人が後見人になる人を決めておく任意後見制度の活用が有効ですが、契約のため、依頼内容や報酬額等について自由度が高く、適切な運用を担保するには課題も指摘されています。相談支援機関として、相談者に説明する際のポイント（メリットとデメリットの明示）や対応範囲について標準化すべきとの意見が挙がっています。現在、国においても任意後見制度に関する相談体制の整備について検討がされており、国の動向を勘案しながら、引き続き、市協議会等で検討し、前述の課題に対しては「相談支援機関職員向け手引き（仮称）」等で示していくことが必要です。

(成年後見制度利用支援事業のあり方)

- 国基本計画では、市町村計画を定めるに当たって具体的に盛り込むことが望ましい内容として、「成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方」を掲げています。横浜市においても、利用促進に伴う予算の確保と併せて、助成要件等について見直しを求める意見が挙がっています。必要とされる全ての人に成年後見制度が利用できるよう、現在、家庭裁判所において検討されている「成年後見人の報酬付与のあり方」等についても勘案しながら、議論することが必要です。

(障害者後見的支援制度との連携)

- 平成 22 年に横浜市で開始された障害者後見的支援制度と成年後見制度との関係については、今回の利用促進に伴い、市民に対してより一層わかりやすく示していくことが求められます。特に、親亡き後の漠然とした不安等の相談を受ける後見的支援室においては、どのような方が成年後見制度を利用されているのか等、本人及び家族に寄り添った情報提供を行うとともに、必要に応じて利用に向けた調整を丁寧に進めていくことが求められます。また、障害者後見的支援運営法人からは、成年後見人が選任された場合の本人に関する情報の提供について、ガイドラインを示すこと等が課題として挙げられています。なお、本人情報の提供については、後見的支援室に限らず、就任した成年後見人からの依頼に対応できるよう各関係機関が手続きを明確化しておくことが必要です。

(横浜市における成年後見制度利用促進の効率的・効果的な実施に向けた体制整備)

- 令和 2 年度に中核機関が設置され、現行の資源や仕組みを最大限活用しながら、「横浜市にふさわしい地域連携ネットワークの構築」が進められていきます。5 年間の市基本計画の中で優先して取り組む事項を定め、市協議会を中心に取組状況を検証し、より効率的で効果的な制度の利用促進に向け、必要な予算等の体制整備に取り組むことが求められています。体制整備については、国との連携を図りつつ、成年後見制度利用促進の実施主体である自治体の責務として積極的に取り組まれることを期待します。

【 様 式 編 】

様式 1 : 権利擁護・成年後見制度に関する相談 進行管理シート (案)

様式 2 : 権利擁護・成年後見制度に関する相談 対応状況一覧表 (案)

○趣旨

成年後見制度の利用促進に向けて、Ⅲ章で述べた「区協議会」及び「市協議会」では、区内または市内の取組状況を把握し、課題の検討や評価を行うこととしています。

そのため、各相談機関において対応した相談について、件数の把握をするとともに、受理された相談事案がどこから、どんな困り事として挙がり、どのように支援されたのかについて、実態を把握し分析するための仕組みとして、様式1・2（案）を作成しました。

具体的な活用の仕方については、各相談機関における相談対応の実状も踏まえながら、導入に向けて引き続き検討していきます。

様式1：権利擁護・成年後見制度に関する相談 進行管理シート（案）

Ⅲ章の2で述べた「チーム」による支援を実現するため、各相談機関で受理した相談に対し、その後必要となる支援を段階ごとに明示したシートとなります。

このシートの活用により、制度が必要と思われる方を確実に必要な支援に結びつけることを促すとともに、市内のどの相談機関でも同様の支援が受けられるよう、相談機関の対応レベルの標準化・平準化も目指しています。

<使用方法>

各相談機関で使用している相談票に基づく相談対応を基本とし、継続的な関わりの中で権利擁護・成年後見制度による支援が必要となる場合に、進行管理シートとして相談票と併用します。

ステップ1が初回相談（インテーク）、ステップ2が成年後見制度の必要性の判断、ステップ3が申立支援、ステップ4が後見人選任後の支援となります。ただし、全ての相談者に対しステップ4まで対応するというのではなく、相談者や家族等の状況により、ステップごとに支援する範囲を確認しながら進めていくことを想定しています。

様式2：権利擁護・成年後見制度に関する相談 対応状況一覧表（案）

各相談機関で受理した成年後見制度に関する相談件数と、その後継続した関わりが必要となった案件に対し、進行管理シートに沿ってどのように支援されたのかを把握するための一覧表となります。

各相談機関から提出された一覧表を集計することで、制度につながらない原因等を分析し、「区協議会」や「市協議会」での検討と具体策につなげます。

また、「区協議会」事務局は、一覧表にある未了案件の内、重大な課題にチェックが入っているにも関わらず、次のステップに進まない案件について、毎月の定例カンファレンス等で、当該相談機関に案件の詳細と支援状況を確認し（モニタリング）、必要に応じて「区協議会」に助言を求めます。

<使用方法>

受理した相談1件あたり一行で入力し、同じシートを一年間積み上げます。継続支援となっている案件については、前月までに入力した項目から進展があれば、入力を更新します。

情報提供ツール（パンフレット等）の配付数や、チーム会議、専門職派遣等については、項目ごとに集計する機能を加えています。

対象者氏名： _____

ステップ1

1 初回相談（各機関の総合相談票に基づく聞きとり） 記入日： 年 月 日

→権利擁護、成年後見制度に関する相談は、相談対応状況一覧（Excel）に入力
継続支援となるものは、相談票と併せて本シートで進行管理 →2へ

2 緊急性・重大な課題の有無 記入日： 年 月 日

- 虐待・搾取・権利侵害→区役所の担当ケースワーカーと対応を協議、
「高齢者虐待防止対応マニュアル」「障害者虐待防止・対応マニュアル」に沿って進める
- 緊急性無し →次のステップ（3・4・5）へ
- 重大な課題：法的措置（債務整理、相続未対応等）の必要性が発生
サービスが利用できない状況（契約能力がなく入所できない等）
親族、友人・知人との問題となる依存関係

ステップ2

3 課題の整理と対応方法の検討（アセスメント） 記入日： 年 月 日

	課題と思われる項目	可能性のある対応手段	法定後見の必要性
判断能力	<input type="checkbox"/> 判断能力の低下の進行 ※判断能力の低下の進行は、環境の変化、脱水や低栄養、薬の副作用で出現することもあり	<input type="checkbox"/> 日常生活のケアの見直し <input type="checkbox"/> 服薬への支援・再整理 <input type="checkbox"/> 適切な医療への支援 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 将来への備え（現在は契約能力有り） <input type="checkbox"/> 身寄りがない、頼りたくない <input type="checkbox"/> 親亡き後、自分亡き後の家族支援の不安	<input type="checkbox"/> 任意後見制度の利用 <input type="checkbox"/> 死後事務委任 <input type="checkbox"/> 遺言作成 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
具体的な課題	<input type="checkbox"/> 法的保護の必要性、法的課題 <input type="checkbox"/> 消費者被害（未遂含む） <input type="checkbox"/> 虐待や搾取、権利侵害への予防 <input type="checkbox"/> 債務整理が必要 <input type="checkbox"/> 相続未対応 <input type="checkbox"/> 訴訟が必要 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 横浜市消費生活総合センターへの相談 <input type="checkbox"/> 法テラス神奈川への相談 <input type="checkbox"/> 横浜生活あんしんセンター専門相談の利用（毎週木曜・予約制） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 金銭管理、契約行為についての課題 <input type="checkbox"/> 預貯金が引き出せない <input type="checkbox"/> 使いすぎてしまう（負債・滞納有） <input type="checkbox"/> 支払いの必要性が理解できない <input type="checkbox"/> 居宅生活の継続困難 → <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 財産活用が必要	<input type="checkbox"/> 金融機関への個別相談 <input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援制度の利用 <input type="checkbox"/> 家計相談支援 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 区社協あんしんセンターの利用 <input type="checkbox"/> 自立生活アシスタントの利用 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	<input type="checkbox"/> 意思決定支援についての課題 <input type="checkbox"/> 本人の意思を確認していない <input type="checkbox"/> 本人の意思が不明確・把握困難 <input type="checkbox"/> 本人の望むことが実現困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> コミュニケーションの工夫 <input type="checkbox"/> 本人の意思決定を行うための最適な環境づくり（人・場所・タイミング等） <input type="checkbox"/> 意思決定支援のための会議の開催 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

□追加調査の実施（関係者へのヒアリング・本人との面談 等）

4 協議・検討 記入日： 年 月 日

- チーム会議の開催（ 月 日）
□出席者（本人・家族・包括・基幹相談・区役所 ）」
□中核機関にチーム会議への専門職派遣要請
□本人の意思の確認

5 法定後見制度の利用の有無（3法定後見の必要性のチェック状況） 記入日： 年 月 日

- 必要無（□チェック無）→理由 □相談支援機関内の他部門の支援につなぐ（ ）
□他の支援機関につなぐ（ ）
□その他（ ） →9へ
□必要有（■チェック有）→次のステップへ
（□補助類型：申立・同意権・取消権・代理権への本人同意 □保佐類型：代理権への本人同意）

6 申立人の検討 記入日： 年 月 日

- 制度説明→説明を受けた者 □本人 □親族（続柄： 氏名： ）
□本人申立可能→7・8へ □本人申立困難→親族申立の検討
□親族申立可能→申立予定者（続柄： 氏名： ） →7・8へ
□親族申立困難→本人申立・親族申立いずれも困難な場合は区長申立へ
□区長申立へつなぐ（区役所 部署・担当者名： ） →9へ

7 申立支援 記入日： 年 月 日

- (1) 診断書の取得
□本人情報シートの記入または取得支援 □不要 □必要（記入者： ）
□診断書取得についての支援 □不要 □必要（医療機関名： ）
(2) 申立書類の作成
□申立書類一式と記入例の配付 / 作成支援 □不要 □必要→下記へ
□申立書類の作成（有料）を行う専門職団体を紹介（ ）
□中核機関の書き方支援（無料）を活用（ 月 日 を予約）
(3) 後見人等候補者選定についての支援
□不要→□親族が後見人等を予定（続柄： 氏名： ）
□必要→□専門職の後見人等候補者を紹介（□紹介パンフレット配付 □団体への連絡調整）
□候補者選定が困難なため中核機関に相談（ ）
□受任調整会議（ 月 日 ）に諮る
□本人情報シート、申立書類等（個人名削除）を中核機関へ送付（ 月 日 ）
□報告書（候補者名）の受理（ 月 日 ）・□申立人へ報告書を渡す（ 月 日 ）
(4) 申立同行者の調整 □不要 □必要→（同行者： ）

8 後見人選任後、概ね1か月以内※にチーム会議の開催 記入日： 年 月 日

- ※家裁への就任時報告の期限内を目安に開催
□後見人を含むチーム会議（ 月 日 ）の調整
□後見人に対応してもらいたい課題、支援方針の共有
□緊急時の連絡体制、役割分担の確認

9 終了 記入日： 年 月 日

権利擁護・成年後見制度に関する相談 対応状況一覧表(案)
(区役所高齢者支援担当・地域包括支援センター用)

区名: ○区 機関名: ○○地域ケアプラザ

- * 毎翌月○日までに、成年後見サポートネット事務局へ提出
- * 相談機関ごとに作成し一年間積み上げます。同じシートを更新して使用します(前月までに受付した案件に進展があれば更新入力します)。
- * 例を参考に入力します。該当する項目に「1」を選択入力/ドロップダウンから該当のものを選択/日付や名称は手打ちにて入力します(個人名は入れない)。

R1年度	ステップ1																ステップ2			ステップ3				ステップ4	終了				
	対象者										相談者		成年後見制度の説明・必要な情報の提供				緊急性	重大な課題			申立支援		後見人等選任結果			後見人含チーム会議			
	受付	月	日	イニシャル姓・名(手入力)	年齢※相談日時点(手入力)	四半期報告の項目と同じ						続柄・機関名等(手入力)	パンフ配付1	申立書配付1	候補者配付	虐待・搾取・権利侵害		法的措置	サービス利用できない	依存関係	チーム会議	専門職派遣	法定後見の必要性	申立人(選択)		申立日(手入力)	審判日(手入力)	類型(選択)	種別(選択)
				65歳以上		40~64歳		属性内数		その他・不明	種別(ドロップダウン選択)																		
例	4	5	不明	不明						1	家族	長男	1	1														H31.4.5	
例	5	10	A. T	80						1	民生委員	○○地区	1					1	1		1	親族	調整中						
例	6	1	Y. J	85						1	居宅サービス事業者等	○○ケアサービス							1	1	1	区長	R1.8.5	R1.9.20	後見	社会福祉士	R1.10.15	R1.10.15	
1																													
2																													
3																													
4																													
5																													
6																													
7																													
8																													
9																													
10																													
11																													
12																													
13																													
14																													
15																													
16																													
17																													
18																													
19																													
20																													
													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

姓名の順 青木 太郎 の場合は、A. T

65歳以上で、介護度が不明な場合はここでカウント

40歳から64歳まではここでカウント

対象者の年齢が不明な場合はここでカウント

ピンク色の「ご存じですか成年後見制度」のパンフレットの提供

第三者後見人の特徴や受任要件、団体の住所、電話番号等、相談者に配付できる資料の作成を予定(現時点では未整備)

法定後見の必要性が有りと判断されたケースについては、ステップ3の進捗状況に注視する。

翌月進展があれば、入力を変更し、更新する。

初回相談時に、制度説明し、それ以上の支援を望んでいないため即終了となったケースは、相談対応日を終了日として入力する。

終了日が入っていないものは相談が継続しているものと判断

40歳から64歳の方で要支援・要介護の認定が出ている方

申立書一式と記載例(家庭裁判所のホームページにワード版とPDF版あり)を提供した場合

【 資 料 編 】

- 1 横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会 設置要綱
- 2 横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会 委員名簿
- 3 横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会 開催経過
- 4 成年後見関係データ集

1 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」設置要綱

横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 横浜市成年後見制度利用促進基本計画（平成31年3月策定）に基づき、成年後見制度の認知や理解が地域や支援機関の中で進み、制度の利用が促進され、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら地域の中で生活を送ることを目指し、横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は次の事項を検討する。

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- (2) 中核機関の在り方
 - ア 広報機能
 - イ 相談機能
 - ウ 利用促進機能
 - エ 後見人支援機能
 - オ 不正防止
- (3) その他、成年後見制度利用促進に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから横浜市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 法律関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 区福祉保健センター職員
- (5) 区社会福祉協議会職員
- (6) 横浜生活あんしんセンター所長
- (7) 学識経験者
- (8) その他会長が必要と認める者

2 前項に掲げる委員のほか、必要があると認められるときは、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年以内とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第5条 委員は、報酬等を受けるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1名、副委員長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故等がある場合には、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員長は、委員会の会議を招集する。

2 委員会の議長は、委員長が務める。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 第2条に掲げる検討事項の事前調査及び検討を行うため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員若干名及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長1名を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

4 第7条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、横浜生活あんしんセンター内に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

2 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」委員名簿

(1) 全体会

(敬称略・50音順) ◎委員長、○副委員長

氏名	所属	分野
赤羽 重樹	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事	医師
生田 純也	横浜市社協 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 会長 社会福祉法人 神奈川県匡済会 踊場地域ケアプラザ所長	地域包括支援 センター
○石井 雅子	公益社団法人神奈川県社会福祉士会 ぱあとなあ神奈川 運営副委員長	社会福祉士
岩屋口 智栄	公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート神奈川県支部 支部長	司法書士
延命 政之	横浜生活あんしんセンター 所長 弁護士	横浜生活 あんしんセンター
大野 照夫	一般社団法人 コスモス成年後見サポートセン ター神奈川県支部 副支部長	行政書士
◎黒田 美亜紀	明治学院大学 法学部教授	学識経験者
杉本 光明	旭区役所 高齢・障害支援課長	区役所 高齢・障害支援課
高橋 博之	神奈川区社協 事務局長	区社協
中根 幹夫	社会福祉法人 横浜共生会 地域活動ホームどんとこい・みなみ 所長	基幹相談支援 センター
○松木 崇	神奈川県弁護士会	弁護士

(2) 相談支援部会

(敬称略・50音順) ○部会長

氏名	所属	分野
○石井 雅子	公益社団法人神奈川県社会福祉士会 ぱあとなあ神奈川 運営副委員長	社会福祉士
岩屋口 智栄	公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート神奈川県支部 支部長	司法書士

氏名	所属	分野
内野 直樹	横浜市社協 あんしんマネジャー 磯子区障害者後見的支援室コネクト・ハート	後見的支援室
塩嶋 富美子	緑区社協 事務局次長	区社協
高田 由季	社会福祉法人 横浜共生会 地域活動ホーム どんとこい・みなみ 相談員	基幹相談支援 センター
辻川 彰	一般社団法人 神奈川県精神保健福祉士協会 事務局長	精神保健福祉士
角田 勝政	神奈川県弁護士会	弁護士
村上 崇文	一般社団法人 コスモス成年後見サポートセン ター神奈川県支部 幹事 研修委員長	行政書士
野田 弥寿人	社会福祉法人 偕恵園 偕恵いわまワークス 支援課長	障害福祉部会
水原 伸浩	港北区役所 高齢・障害支援課 高齢者支援担当係長	区役所 高齢・障害支援課
渡邊 宏美	社会福祉法人 ふじ寿か会 地域包括支援センターふじ寿か園 社会福祉士	地域包括支援 センター
渡會 祥子	横浜市介護支援専門員連絡協議会 都筑区代表 医療法人 活人会 指定居宅介護支援事業所 かけはし	居宅介護支援 事業所 ケアマネジャー

(3) 利用支援部会

(敬称略・50音順) ○部会長

氏名	所属	分野
井出 順	一般社団法人 コスモス成年後見サポートセン ター神奈川県支部 幹事 事務局長	行政書士
○岩屋口 智栄	公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート神奈川県支部 支部長	司法書士
大越 絵里子	後見的支援室 運営法人 緑区障がい者後見的支援室 みどりのこかげ	後見的支援室
川端 勇飛	保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課 障害者支援担当係長	区役所 高齢・障害支援課
助廣 一則	中区社協 事務局次長	区社協
鈴木 洋平	神奈川県弁護士会	弁護士

氏名	所属	分野
中島 礼子	公益社団法人神奈川県社会福祉士会 ぱあとなあ神奈川	社会福祉士

(事務局)

横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター

(所管課)

横浜市健康福祉局 福祉保健課、障害企画課、高齢施設課、高齢在宅支援課

(オブザーバー)

横浜家庭裁判所

3 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」開催経過

(1) 全体会

開催回	開催日	検討内容
第1回	4月25日	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関の機能と役割 協議会（市・区）の役割、連携方法
第2回	7月25日	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援部会（第1回・第2回）テーマ 利用支援部会（第1回・第2回）テーマ 成年後見サポートネットから区協議会への転換 中間報告書（案）について
第3回	12月19日	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書（案）について

(2) 相談支援部会

開催回	開催日	検討内容
第1回	5月27日	<ul style="list-style-type: none"> 各機関における相談対応 相談援助スキルの向上について
第2回	6月27日	<ul style="list-style-type: none"> 第1回続き アセスメント、申立支援
第3回	9月19日	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関が行う相談支援機関への支援 区協議会におけるチームの継続支援・モニタリング支援
第4回	11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 後見人への支援・後見人に関する相談や苦情等への対応 広報・啓発

(3) 利用支援部会

開催回	開催日	検討内容
第1回	6月11日	・後見人（チーム）支援について ・後見人候補者のマッチングについて
第2回	7月9日	・第1回続き ・区協議会について
第3回	10月23日	・後見人候補者のマッチングについて ・障害分野の利用促進について

4 成年後見関係データ集

(1) 全国の後見ニーズ等の基礎統計

ア 高齢者および認知症高齢者の推計

(平成29年内閣府)

	高齢化率	認知症高齢者数
2020（令和2）年	28.9%	602万人
2025（令和7）年	30.0%	675万人
2030（令和12）年	31.2%	744万人

イ 障害者数の推移

(厚生労働省調査)

	身体障害	知的障害	精神障害	備考
2006（平成18）年	3,576千人	419千人	—	知的障害は平成17年 精神障害は調査なし
2011（平成23）年	3,864千人	622千人	568千人	
2016（平成28）年	4,287千人	962千人	841千人	

ウ 成年後見等の申立件数の推移

(最高裁判所 成年後見関係事件の概況)

	申立件数
2008（平成20）年	26,459
2013（平成25）年	34,548
2018（平成30）年	36,549

※任意後見監督人の選任を除く

エ 申立人と本人（被後見人等）との関係

(平成30年最高裁判所 前掲統計)

	本人	配偶者	親	子	兄弟	その他親族	市区町村長
件数	5,715	1,823	1,870	8,999	4,469	4,433	7,705
構成比	15.8%	5%	5.2%	24.9%	12.4%	12.3%	21.3%

オ 市町村長申立ての推移

(最高裁判所 前掲統計)

	申立件数	全体比(率)
2008(平成20)年	1,876	7.0%
2013(平成25)年	5,046	14.7%
2018(平成30)年	7,705	21.3%

カ 家庭裁判所別の市区町村長申立件数

(平成30年最高裁判所 前掲統計)

管内	東京	大阪	横浜	さいたま	千葉	神戸
件数	1,196	544	647	440	407	277

キ 成年後見人等と本人との関係の推移

(最高裁判所 前掲統計)

	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	市民後見
2008(平成20)年	68.5%	9.1%	11.4%	6.6%	—
2013(平成25)年	42.2%	17.6%	21.9%	10.0%	—
2018(平成30)年	23.2%	22.5%	29.0%	13.3%	0.9%

(2) 横浜市の後見ニーズ等の基礎統計

ア 後見等の類型

(平成30年横浜家庭裁判所)

	後見	保佐	補助	任意後見
利用者数	78.7%	15.2%	4.3%	1.8%

イ 成年後見人等と本人との関係

(平成30年横浜家庭裁判所)

	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	市民後見	その他
受任数	155	362	258	101	102	12	20
構成比	15.3%	35.8%	25.5%	10%	10.1%	1.2%	2%

ウ 成年後見制度区長申立件数の推移

(横浜市)

	高齢者	障害者	合計
2008(平成20)年度	56	10	66
2013(平成25)年度	199	30	229
2018(平成30)年度	234	31	265

エ 成年後見制度利用支援事業 後見人等への報酬助成件数の推移

(横浜市)

	高齢者	障害者	合計
2013(平成25)年度	133	37	170
2018(平成30)年度	449	156	605

オ 横浜生活あんしんセンター法人後見受任件数の推移

(横浜市社協)

	受任件数
2008 (平成 20) 年度	30
2013 (平成 25) 年度	55
2018 (平成 30) 年度	49

カ 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行件数の推移

(横浜市社協)

	移行件数
2016 (平成 28) 年度	25
2017 (平成 29) 年度	37
2018 (平成 30) 年度	40

※平成 27 年度以前は統計データなし

キ 市民後見人養成者数の推移

(横浜市社協)

	修了者
第 1 期 (H24. 10~H26. 3)	44
第 2 期 (H26. 9~H27. 6)	39
第 3 期 (H28. 6~H29. 3)	12
第 4 期 (H30. 6~H31. 3)	23

ク 市民後見人バンク登録者数の推移

(横浜市社協)

	登録者
2014 (平成 26) 年度	42
2015 (平成 27) 年度	70
2016 (平成 28) 年度	60
2017 (平成 29) 年度	62
2018 (平成 30) 年度	53

ケ 市民後見人受任件数の推移

(横浜市社協)

	受任件数
2014 (平成 26) 年度	6
2015 (平成 27) 年度	12
2016 (平成 28) 年度	26
2017 (平成 29) 年度	31
2018 (平成 30) 年度	36

横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会 報告書
～横浜市にふさわしい権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築及び中核機関の提案～

横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会
令和2年1月

事務局：横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター
神奈川県横浜市中区桜木町1丁目1番地 電話 045-201-2009

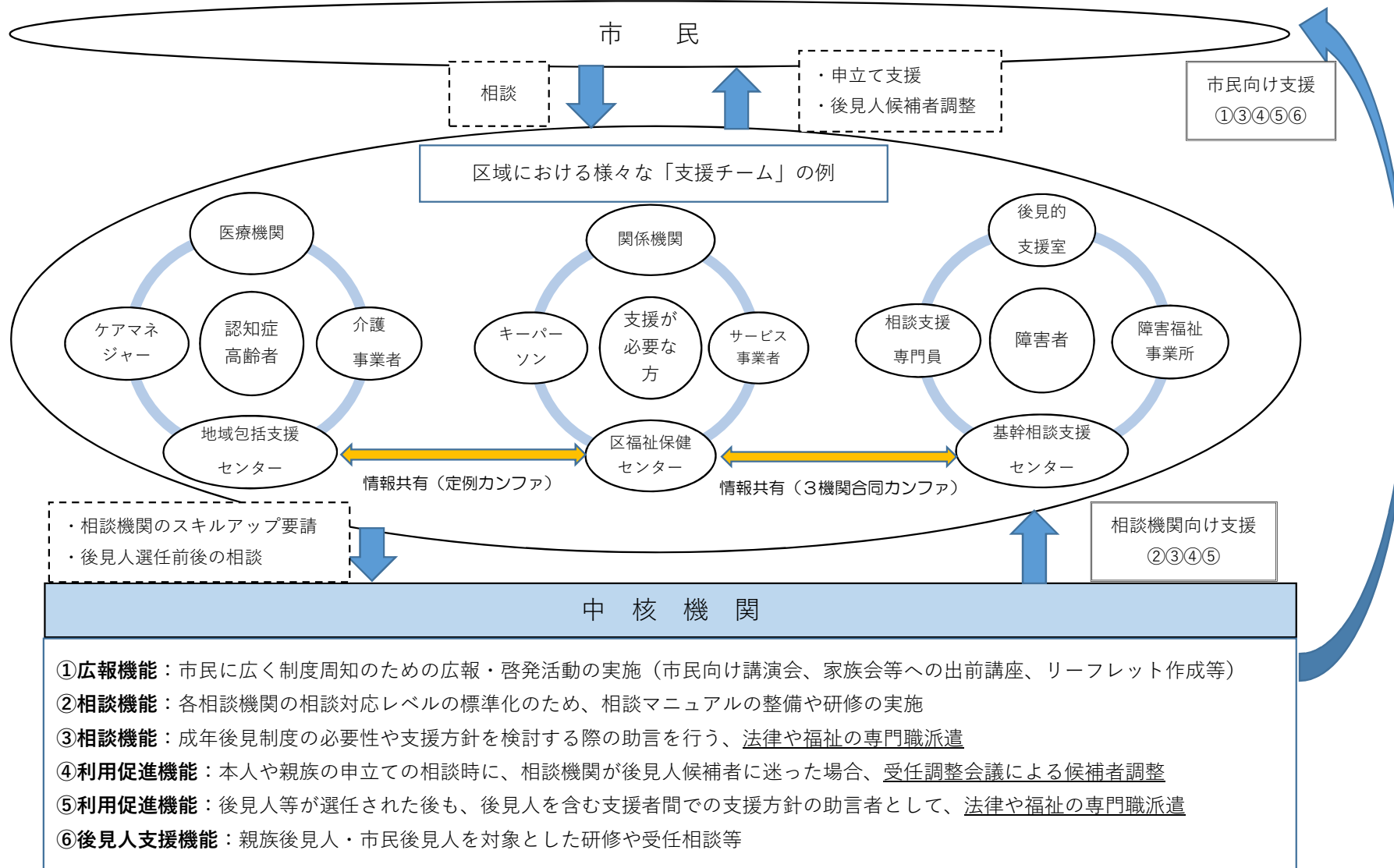
所管課：横浜市健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課
神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地 電話 045-671-3567

■ 中間報告書から最終報告書に追記した主な項目

	主な意見	追加した内容等	掲載場所
1	<ul style="list-style-type: none"> 区協議会の役割を、現在のサポートネットで担えるのか 区協議会におけるモニタリングの範囲と終了の目安を示す必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> サポートネット全体を二部制にして、役割を整理 相談支援機関で受けた相談を区協議会に諮るまでの手順を記載 (事務局がモニタリングする案件の範囲→毎月実施されている相談支援機関と区役所による定例カンファレンスの活用→区協議会に諮るべき案件と終了目安) 	III章 7-8頁
2	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市における課題の分析がされているか 	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市のこれまでの権利擁護の取組を、データを示しながら記載 地福計画策定・推進委員会分科会3や検討委員会で挙げた意見(課題)に対し、中核機関が取り組むべきことを整理し記載 	II章3頁 ・IV章 15頁・ 巻末37- 38頁
3	<ul style="list-style-type: none"> 地域で見守る民生委員や、ケアマネジャー・相談支援専門員への広報・啓発が有効である 	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関が行う具体的な広報・啓発の取組内容を新たに記載 	IV章 15頁
4	<ul style="list-style-type: none"> 国基本計画にある「不正防止」についても触れる必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 「不正防止」に関連する意見(課題)と中核機関の取組、目指すべき姿について新たに記載 	IV章 18頁
5	<ul style="list-style-type: none"> 家族や関係者から後見人に対する苦情を受けた際に、中核機関に相談したい 	<ul style="list-style-type: none"> 専門職後見人に関する苦情等への対応を中核機関の取組として新たに記載 	IV章 18頁
6	<ul style="list-style-type: none"> 自分の所属機関が何をすべきかを示して欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関・団体に期待される役割について、新たに章立てし、一覧にして明記 	V章 21-22頁
7	<ul style="list-style-type: none"> 優先して着手すべきことを示した方がよい 相談機能がしっかりしないと利用促進にならない 	<ul style="list-style-type: none"> 検討委員会が考える優先すべき新たな取組を明記(広報機能・相談機能から着手) 	IV章 15-18頁 ・VI章 23頁
8	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度が必要になりそうな方には予防的な意味で任意後見制度を奨励すべき 任意後見制度については有効性が謳われる一方で、課題もあり、慎重な議論が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 任意後見制度については国レベルで検討がされている最中であるため、残された課題に明記 	VI章 24頁

9	<ul style="list-style-type: none"> ・利用支援事業の助成要件について見直しを求めたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、市基本計画に沿って横浜市で検討が予定されているため、残された課題に明記 	VI章 24 頁
10	<ul style="list-style-type: none"> ・後見的支援制度との違いがわかりにくい ・後見的支援室が持つ個人情報の後見人に提供する場合のルールを明確にして欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管課への課題提起として、残された課題に明記 	VI章 24 頁
11	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市における区長申立の件数や市民後見人の人数等について知りたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅱ章3頁に説明の他、巻末の成年後見関係データ集に追加 	巻末 37-38 頁

【中核機関による相談機関等への日常的な支援】



【中核機関による市協議会・区協議会への支援】

